0.0	00	<del>/-</del>	4	Е
-20	23	牢	.4	F

項目	維持管理の技術上の基準	維持管理の技術上の基準への対応
_	施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないよう に行うこと。	中央制御室にて投入量を監視し適正な燃焼制御を行います。
ニーイ	合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはごみクレーンの手動・自動運転により積替及び投入を行い、均一 に混合、投入を行います。
<u> </u>	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	
ニーハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	ごみの投入量、燃焼空気量、燃焼空気温度の調整及び、助燃装置を使用することで、炉内温度を800度以上に保ちます。設定温度は845度とし、下限値に達した場合には助燃バーナ及び再燃バーナを使用し下限値以上を維持します。
ニーニ	却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生	焼却灰(主灰)の熱しゃく減量が10パーセント以下(乾灰ベース)になるように焼却します。分析方法は、「昭52.11.4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法及び焼却灰の熱しゃく減量の測定方法に準じたものとします。
ニーホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、燃焼ガスの温度を速やかに上昇させます。立上げ(約20時間)後、炉内温度が850度以上になってからごみの投入を開始します。
<u> </u>	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
ニート	すること。	燃焼室内に熱電対を設け燃焼ガス温度を連続測定しデータローガー装置 にてデータを記録します。
ニーチ	度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	集じん装置入口に設置するボイラ、及びエコノマイザに通水する水量の制御により、200 度以下に冷却します。
ニーリ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん装置入口部に熱電対を設け、集じん器入口温度を連続測定し、 データロガー装置にてデータを記録します。
ニーヌ	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	冷却設備はスートブロワにより除去し、排ガス処理設備についてはパル スエアーにて逆洗を行いばいじんを除去します。

ニール	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	適切な燃焼空気量の調整を行い、一酸化炭素濃度を100万分の30以下(4時間平均値)、100万分の100以下(1時間平均値)にて運転します。ごみピット内でごみをごみクレーンを使用して攪拌しごみ質の均質化を促進し、時間当たりのごみ投入量を管理することで一酸化炭素の発生を抑制します。
ニーヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突入口部に一酸化炭素濃度計測器を設け、排ガス濃度を連続測定し、 データロガー装置にてデータを記録します。
ニーワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下  欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	集じん装置を設け、活性炭を集じん機入口で噴霧し集じん器内で吸着除去することで0.1ng-TEQ/m3(NTP)以下とします。
ニーカ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	硫黄酸化物:6回/年炉ばいじん、窒素酸化物、塩化水素:6回/年炉排ガス(ダイオキシン):1回/年炉の測定を行い、記録します。
<u> </u>	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする こと。	排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の各濃度計により監視し、下記の基準値以下で運転します。硫黄酸化物:25ppm窒素酸化物:50ppmばいじん:0.01g/m3N塩化水素:25ppm
ニーレ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	焼却灰(主灰)は主灰ピットに貯留します。ばいじん(飛灰)は飛灰貯留槽に一旦貯留したのち、加湿処理後に飛灰ピットに貯留します。
ニーネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん(飛灰)は必要に応じて重金属安定化剤及び水と併せて均一に 混合し、安定化処理を行なう飛灰加湿機を設けます。
ニーフ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるととも に、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法に基づく火災報知設備、消火設備等を設け、ごみピットでは、赤 外線式火災検知装置にて事前検知し、消火設備として放水装置を設けま す。
+	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を 講ずること。	プラットホーム車両出入口にエアカーテンを設置することにより悪臭発散を防止します。ごみピット内の空気を焼却炉へ吹き込み燃焼空気として使用すること、また焼却炉整備期間中は脱臭装置を運転することによりごみピット内の負圧を維持し、ごみの飛散防止及び悪臭発散を防止します。プラットホームとごみピット間にごみ投入扉を設置することにより、ごみの飛散防止及び悪臭発散を防止します。プラットホーム洗浄排水をごみピットへ送水することにより悪臭発散を防止します。

+-		薬液噴霧装置(防虫剤)を使用し蚊、はえ等の発生に防止に努め、日常 清掃を実施することにより、構内の清潔を保ちます。
+=	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	誘引送風機や押込送風機、蒸気タービン等の騒音及び振動を発生することが予想される機器は室内に納めます。また蒸気タービンは独立基礎とし、防振対策を行います。共振、サージング等を起こさせないレベルで機器を運用します。日々の点検において異常な振動がないか注意します。
十三		生活排水は敷地内のし尿処理施設に送水します。プラント起因の排水 は、排水処理設備で処理後に敷地内のし尿処理施設に送水します。
十四	講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検	必要となる検査及び法定点検を適正に実施すると供に定期的に炉を停止 し、各機器の点検整備を行います。ばい煙、水質に関する検査も定期的 に行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	市の責任にて維持管理を行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の点検記録票等を作成し、3年間保存します。